

棚沢川・新宮川 河川内樹木伐採 応募要領

【長野県伊那建設事務所では、河川内の樹木を伐採し、持ち帰れる方を募集します】

1 目的

河道内に繁茂する樹木は、洪水時に川の流れの障害となり、流された木は橋などで詰まることもあるため、一般的には支障木として伐採処理を行っていますが、使える予算にも限りがあり、緊急度に応じて順次対応せざるを得ないのが現状です。

そこで、長野県伊那建設事務所では、このような支障木について、希望者に伐採をしていただく取り組みを行っており、今年度については、以下により募集します。

2 伐採箇所等(別添【位置図・詳細図・写真】参照)

(1)実施箇所 伊那市 野底

一級河川 棚沢川 左岸(天竜川合流点 東 ふるさと橋の下流)

駒ヶ根市 中沢

一級河川 新宮川 左岸(新宮河岸交差点 南西)

(2)対象樹木 ニセアカシア、カワヤナギ等

(3)区画数 棚沢川

1区画

注)車両は河床内には入れません。側道上に駐車してください。

7mほど護岸を下り、河床内で適宜刻んで頂き側道上にあげて積込みとなりますので、現場状況をよくご理解のうえご応募ください。

新宮川

3区画(A~C)

※各区画は、区画名を明示したテープにより区分けしてあります。

※付近まで軽トラック程度の運搬車両の進入が可能です。

3 応募資格

駒ヶ根市、伊那市、上伊那郡に居住する個人または、本店・営業所などが所在する法人、団体、自治体など

4 応募方法

(1) 応募用紙に必要事項を記載し、電子メール、郵送、ファクシミリ又は持参により提出してください。一人(一世帯または一団体)につき応募区画は1区画です。

(2) 応募期間等

平成30年12月6日(木)から平成30年12月19日(水)まで(必着)

建設事務所に持参される方は、午前9時から午後5時までにお越しください。

(3) 応募先

伊那建設事務所 維持管理課(伊那合同庁舎4階) 担当:木下 俊彦

〒396-8666 長野県伊那市荒井 3497

電話 0265-76-6849 ファクシミリ 0265-76-6850

E-mail inaken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp

※応募して頂いた方の個人情報は伐採作業目的以外に利用することはありません。

※隣接する区画の方々と伐採時期の調整をしていただきますので、応募内容のうち、氏名及び電話番号については決定者全員に周知しますので、ご理解の上、ご応募ください。

5 伐採者の決定方法

(1) 同一区画に複数の応募があった場合は、以下のとおり決定します。

ア 優先順位

決定において、以下に該当する団体等を優先します。

(ア) 公益事業を目的とする団体等

(イ) 伐採箇所の近くに居住する方(近くに本店・営業所などがある団体)

イ 抽選

優先順位が同等の場合は、抽選で決定します。

ウ 結果通知

平成30年12月21日(金)にお知らせします。

(2) その他

決定結果についての不服は受け付けません。

6 伐採の条件

(1) 伐採計画書の提出

伐採者は、伐採作業の前に伐採計画書を伊那建設事務所に提出してください。

(2) 費用負担等

ア 伐採、搬出に要する費用・労力等は、全て伐採者の負担とします。

イ 伐採した樹木は、枝を含め全てお持ち帰りください(無償)。

ウ 伐採した樹木は、全て自家消費とします。

エ 伐採対象樹木に多いニセアカシア(ハリエンジュ)は、環境省が要注意外来生物として選定していますので、燃焼やチップ化など分布拡大のない使用をしてください。

(3) 伐採期限

平成31年3月15日(金)まで

(4) 作業時間

午前9時から午後4時まで(土日祝日も同じです)

(5) 搬入路

軽トラック程度の運搬車両の進入が可能です。

(6) 第三者への危害(迷惑)防止、損害賠償責任

ア 伐採者は、作業中の事故防止を心がけるとともに、安全対策、周辺環境の保全等について一切の責任を負うものとします。

イ 河川利用者、土地所有者・占有者、他区画の伐採者及び周辺住民等に危害(迷惑)を及ぼさないよう安全な方法で作業を行うものとします。

ウ 万一危害を及ぼした場合、伐採者が損害賠償責任を負うものとします。

エ 第三者に危害を及ぼした場合、事故が発生した場合及び苦情などを受けた場合は、速やかに、伊那建設事務所まで連絡してください。

(7) 伐採完了届等の提出

伐採者は、伐採作業の完了後速やかに伐採完了届とアンケートを伊那建設事務所に提出してください。

7 その他

(1) やむを得ない事情が生じた場合は、応募の取り下げをすることができます。

(2) 伐採者に河川管理上好ましくない行為があった場合、決定を取り消すことがあります。

その際、原状回復を求めることがあり、その費用は伐採者の負担となります。

(3) 手続の進行状況に関わらず、事情により事業を中止する場合があります。